

一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会

役員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会（以下「当法人」という。）の役員について必要な事項を定めるものとする。

(役員の種類別)

第2条 当法人の役員は、会長、副会長、常務理事、理事及び監事とする。

(役員 of 責務)

第3条 役員は、当法人の使命と業務の公共性を重視し、当法人の発展に尽くさなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 役員は、関係法令、定款、当法人が定める規範、規程等を遵守し、所管業務を遂行する。

4 役員は、当法人の方針及び会長の指示に基づき、業務を計画的に処理する。

(役員 of 選任)

第4条 役員 of 選任は、理事会 of 推薦を受け、社員総会 of 決議により決定する。

2 理事 of うち1名を会長とし、理事会 of において選任する。

(役員 of 任期)

第5条 理事 of 任期は1期2年、監事 of 任期は1期2年とし、重任を妨げない。

2 任期 of 満了前に退任した役員 of 補充のために選任された役員 of 任期は、

前任者の任期の残存期間とする。

(役員の退任)

第6条 役員が次の各号の一に該当する場合は、退任とする。

- (1) 任期満了
- (2) 死亡
- (3) 辞任
- (4) 解任
- (5) 資格喪失
- (6) その他特別の事情があるとき

(辞 任)

第7条 役員が辞任しようとする場合は、できる限り早い時期に理事会に届けるものとする。

- 2 役員は、辞任した後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする（解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合を除く。）。

(辞任勧告)

第8条 役員として不正又は背任に疑わしい行為があった場合は、理事会は辞任勧告を行うことができる。

(解 任)

第9条 役員の解任は、社員総会の決議によって行う。

（役員の仕事）

第10条 会長は、次の業務に従事する。

- （1）当法人を統轄し、会務を代表する。
- （2）社員総会、理事会の議事録を作成し、これに署名又は記名押印する。

2 副会長は、次の業務に従事する。

- （1）会長を助け、会長に事故あるときは代行する。

3 理事は、次の業務に従事する。

- （1）理事会を構成し、主要な会務について審議及び運営する。

4 監事は、次の業務に従事する。

- （1）当法人における会計を監査する。
- （2）当法人における事業を監査する。
- （3）理事会及び社員総会に出席する。
- （4）理事会の議事録について、署名又は記名押印をする。

（報 酬）

第11条 役員に対する報酬については、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の役員報酬規程を準用し、理事会で別に定める。

（旅 費）

第12条 役員の旅費については、日本協会の役員の旅費規程を準用し、理事会で別に定める。

（機密保持）

第13条 役員は、当法人の機密を保持しなければならない。

(禁止事項)

第14条 役員は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 役員は、当法人の職務上の地位を利用して、手数料、リベート等を受ける等、当法人の職務の公正を害し、又は害する恐れのある行為をすること。
- (2) その他、当法人及び日本協会の倫理規定に反する行為。

(本規程の運用上の疑義)

第15条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(本規程に記載のない事項)

第16条 本規程に記載のない事項は、すべて一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。

(補 則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第18条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

以上

令和 5年 6月 1日 施行